

[Number of appeal against examiner's decision of rejection]

[Date of requesting appeal against examiner's decision of rejection]

[Date of extinction of right]

Copyright (C); 1998,2003 Japan Patent Office

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11) 特許出願公開番号

特開平8-244385

(43) 公開日 平成8年(1996)9月24日

(51) Int.Cl. ⁸	識別記号	庁内整理番号	F I	技術表示箇所
B 4 2 D 15/10	5 0 1		B 4 2 D 15/10	5 0 1 A
G 0 6 K 19/06			G 1 1 B 5/80	
G 1 1 B 5/80			G 0 6 K 19/00	B
// B 4 2 D 203:00				

審査請求 未請求 請求項の数 2 F D (全 4 頁)

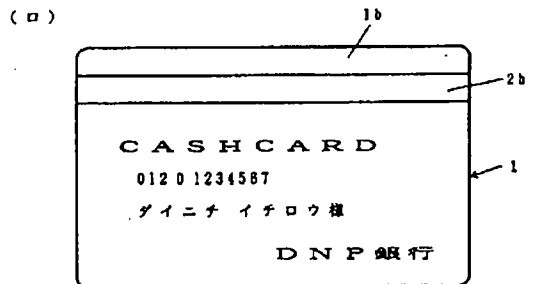
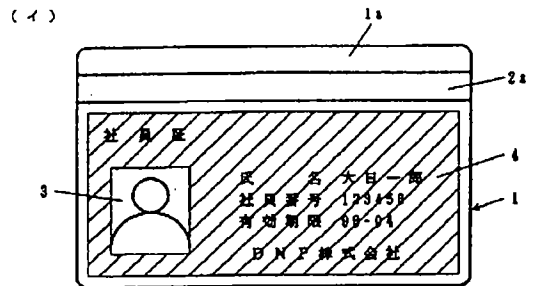
(21) 出願番号	特願平7-80899	(71) 出願人	000002897 大日本印刷株式会社 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
(22) 出願日	平成7年(1995)3月14日	(72) 発明者	山本 正樹 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内
		(74) 代理人	弁理士 小西 淳美

(54) 【発明の名称】 フリーデザイン磁気カード

(57) 【要約】

【目的】 カード表面に個人の希望するフリーデザイン絵柄および顔写真絵柄を、昇華転写プリントにより設けた磁気カードを提供することである。

【構成】 両面に磁気記録層を備えたカードの一方の面の磁気記録層を除く領域にデータ出力により昇華転写プリントされた顔写真絵柄及びフリーデザイン絵柄が形成されているフリーデザイン磁気カードである。



【特許請求の範囲】

【請求項1】 カードの一方の面に、磁気記録層と、前記磁気記録層を除く領域にデータ出力により昇華転写プリントされた顔写真絵柄及びフリーデザイン絵柄が形成されていることを特徴とするフリーデザイン磁気カード。

【請求項2】 前記カードの他方の面に、磁気記録層を備えた構成からなることを特徴とする請求項1記載のフリーデザイン磁気カード。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【産業上の利用分野】 本発明はデータ出力によりプリントされた顔写真絵柄及びフリーデザイン絵柄が形成されたフリーデザイン磁気カードに関する。

【0002】

【従来の技術】 従来、個人の顔写真絵柄をプリントした磁気カードは社員証、学生証、会員証等に使用されている。また、両面に磁気記録層を備えた磁気カードとして、一方の面を個人の顔写真絵柄がプリントされたIDカードとして使用すると共に、他方の面をキャッシュカードとして使用することが行われている。しかしながら、従来から使用されている顔写真絵柄がプリントされたカードにおいては、顔写真絵柄がプリントされている以外の領域に、カード発行会社においてデザインした特定の絵柄をカード作製時に印刷により設けた生カードを使用して、顔写真絵柄をプリントするものであつて、使用する個人の希望するフリーデザイン絵柄を備えた磁気カードは使用されていない。顔写真絵柄をプリントする際に、事前に印刷により形成されたデザインの異なる数種類の生カードを準備しておき、各自がその中の希望する絵柄を選択し、その生カードに顔写真絵柄をプリントして顔写真入りのカードを作製する方法が考えられる。しかしながら、その場合には生カードを多種類用意しておく必要があるために、カードの管理が煩雑になると共に、多種類のカードを印刷するためにコスト高になるという欠点があつた。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】 本発明は、カードの表面にデータ出力により昇華転写プリントすることで、個人の希望するフリーデザイン絵柄および顔写真絵柄を設けた低価格の磁気カードを提供することである。

【0004】

【課題を解決するための手段】 カードの一方の面に、磁気記録層と、前記磁気記録層を除く領域にデータ出力により昇華転写プリントされた顔写真絵柄及びフリーデザイン絵柄が形成されていることを特徴とするフリーデザイン磁気カードである。

【0005】 前記カードの他方の面に、磁気記録層を備えた構成からなることを特徴とする上記のフリーデザイン磁気カードである。

【0006】

【作用】 本人の顔写真絵柄および希望する任意のフリーデザイン絵柄をデータ出力による昇華転写プリントにより形成したフリーデザイン磁気カードとすることで、自分だけの差別化されたIDカードを兼ねたキャッシュカードないしクレジットカードとして使用することができると共に、1種類の生カードを準備しておくだけで、カードの表面に個人の希望する任意の絵柄を昇華転写プリントすることが可能になるので、フリーデザイン磁気カードの低価格化が図れる。

【0007】

【実施例】 以下、図面を引用して本発明を説明する。図1は本発明のIDカード、キャッシュカード兼用のフリーデザイン磁気カードを表す図で、(イ)はフリーデザイン絵柄が設けられたIDカード面を示す平面図、

(ロ)はキャッシュカード面を示す平面図、図2はフリーデザイン絵柄がプリントされる前の生カードを示す平面図、図3は本発明のフリーデザイン磁気カードをプリントするシステム構成を示す図であつて、1はカード、1aはIDカード面、1a'は生カードのIDカード面、1bはキャッシュカード面、2a、2bは磁気記録層、3は顔写真絵柄、4はフリーデザイン絵柄、11はコンピューター、12はカードプリンター、13は画像データ入力装置、14は文字データ入力装置、15は光磁気ディスクをそれぞれ表す。

【0008】 本発明のフリーデザイン磁気カードは図1に示すとおりであり、カード1の一方の面は(イ)に示すようにIDカード面1aであり、上部にストライプ状の磁気記録層2aが設けられ、磁気記録層2aを除く領域に、カード1の端縁から一定の間隔をおいて、本人の顔写真絵柄3と本人の希望する任意のフリーデザイン絵柄4がデータ出力により昇華転写プリントされた構成からなり、社員証、学生証、会員証等として使用できる。カード1の他方の面は(ロ)に示すようにキャッシュカード面1bであり、上部にストライプ状の磁気記録層2bが設けられ、キャッシュカードとして使用できるように構成されている。本実施例においては一方をIDカード面1aとし他方をキャッシュカード面1bとしたキャッシュカード兼用IDカードとして示されているが、キャッシュカード面1bをなくしてIDカードとして使用してもよいし、また、キャッシュカード面1bを他の用途に使用してもよいことは勿論である。

【0009】 本発明のフリーデザイン磁気カードを作成するための生カードのIDカード面1aは図2に示すとおりであり、上部にストライプ状の磁気記録層2aが設けられ、顔写真絵柄3およびフリーデザイン絵柄4がデータ出力により昇華転写プリントされる領域は白地にされている。なお、生カードのIDカード面の磁気記録層2aを除く領域の所定位置に、社員証、氏名、会社名等の固定情報を、生カードの製造時に印刷により形成しておいて

もよい。

【0010】本発明のフリーデザイン磁気カードを作成するシステムの概略は図3に示す通りであり、コンピューター11とカードプリンター12と顔写真絵柄3およびフリーデザイン絵柄4を入力するビデオカメラを備えた画像データ入力装置13と文字を入力する文字データ入力装置14と光磁気ディスク15からなる。まず、画像データ入力装置13を使用して、本人が準備した顔写真を原稿としてビデオカメラから画像入力するか、ないしは本人の顔を直接ビデオカメラにて撮影して画像入力し、入力した画像データにキーコードを付して光磁気ディスク15にファイルする。また、本人が準備したフリーデザイン絵柄原稿を同様にしてビデオカメラから画像入力し、入力した画像データにキーコードを付して光磁気ディスク15にファイルする。一方文字データは文字データ入力装置14を使用して、フロッピーディスクを媒介して入力する。文字データはキーボードから直接入力することもできる。次いで、キーコードを基にして顔写真画像データとフリーデザイン絵柄データと文字データとをレイアウトして1枚毎のプリントデータに編集する。

【0011】別に、図2に示す生カードを準備しておく、カードプリンター12を使用して、上記のようにキーコードを基にして顔写真画像データとフリーデザイン絵柄データと文字データとをレイアウトして編集した1枚毎のプリントデータを出力して、顔写真絵柄3およびフリーデザイン絵柄4を生カードの所定領域にプリントすることによりフリーデザイン磁気カードができあがる。また、フリーデザイン絵柄4がプリントされる領域に、社員証、氏名、会社名等の固定情報が生カードの製造時に前もって印刷されている生カードを使用する場合には、データ出力により可変情報のみがプリントされる。プリント時に必要に応じ磁気エンコードを同時に行うことができる。

【0012】本発明のフリーデザイン磁気カードを作成するに際して、生カードへのデータ出力プリントは全て昇華転写プリントにて行ってもよいし、文字データのみを熱転写プリントにて行ってもよい。したがって、カード本体の表面は昇華転写プリントが可能な、即ち、分散染料にて染色可能な材料で構成しておくことが必要である。プリンター用のリボンとしては、2軸延伸ポリエチレンテレフタレートフィルムに昇華性染料を含むインキが塗布された、いわゆる昇華転写リボンを使用して、生カードの表面に顔写真絵柄3およびフリーデザイン絵柄4をプリントする。顔写真の大きさは任意であり、形状は長方形、円形、楕円形、角丸矩形等にすることができる。顔写真絵柄3の領域以外の部分にはフリーデザイン絵柄4がプリントされる。プリンターの関係で、顔写真絵柄3およびフリーデザイン絵柄4はカードの端縁から所定間隔の余白を設けてプリントされる。

【0013】カード本体を構成する材料としては、一般的に使用されているポリ塩化ビニル樹脂、ポリエステル樹脂等が使用できる。顔写真絵柄3およびフリーデザイン絵柄4が昇華転写プリントされる領域に、分散染料にて染色可能なポリエステル樹脂等の樹脂を数ミクロンの厚さに塗布しておくようにすれば、いかなる種類の基材も使用することができる。白色の樹脂からなるコア層の両面に透明のポリ塩化ビニル樹脂、ポリエステル樹脂等からなるフィルムを積層した構成のものが一般的に使用される。カード本体の表面に顔写真絵柄3およびフリーデザイン絵柄4が昇華転写プリントにより形成されるので、表面の耐摩耗強度を向上させたい場合には、データ出力プリント面に保護層を設けるのが好ましい。

【0014】

【発明の効果】カード本体の一方の面にストライプ状の磁気記録層を設け、磁気記録層を除く領域にデータ出力により顔写真絵柄およびフリーデザイン絵柄をプリントし、他方の面にも磁気記録層を設けた構成からなるIDカード兼用のキャツシユカードないしはクレジットカードとして使用できる磁気カードであり、表面に本人の顔写真および本人の希望するフリーデザイン絵柄をデータ出力によりプリントされた磁気カードであるので、自分だけのIDカード、キャツシユカード、クレジットカードとして差別化することが可能になると共に、1種類の生カードを準備しておくだけで任意のフリーデザイン絵柄をプリントすることができるので、磁気カードの低価格化が可能になる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明のIDカード、キャツシユカード兼用のフリーデザイン磁気カードを表す図で、(イ)はフリーデザイン絵柄が設けられたIDカード面を示す平面図、(ロ)はキャツシユカード面を示す平面図。

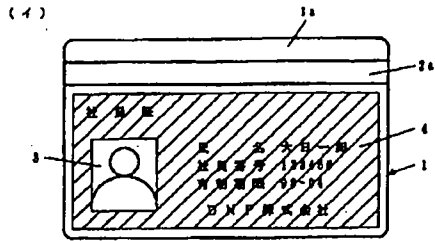
【図2】フリーデザイン絵柄がプリントされる前の生カードを示す平面図。

【図3】本発明のフリーデザイン磁気カードをプリントするシステム構成を示す図。

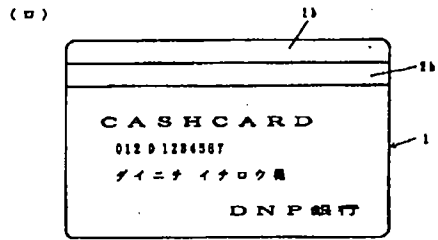
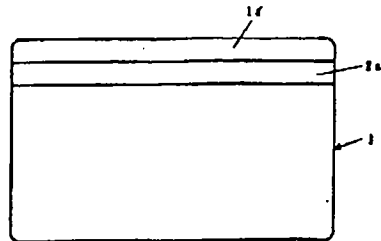
【符号の説明】

- 1 カード
- 1a IDカード面
- 1a' 生カードのIDカード面
- 1b キャツシユカード面
- 2a, 2b 磁気記録層
- 3 顔写真絵柄
- 4 フリーデザイン絵柄
- 11 コンピューター
- 12 カードプリンター
- 13 画像データ入力装置
- 14 文字データ入力装置
- 15 光磁気ディスク

【図1】



【図2】



【図3】

